

計画策定年度	令和元年度
計画主体	深浦町

令和2年3月16日 作成

深浦町鳥獣被害防止計画

〈連絡先〉

担当部署名：深浦町 農林水産課

所 在 地：青森県西津軽郡深浦町

大字深浦字苗代沢 84 番地 2

電 話 番 号：0173-74-4411

F A X 番 号：0173-74-2400

メールアドレス：norin_tyojyu@town.fukaura.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ニホンザル、ツキノワグマ、アライグマ、ニホンジカ、イノシシ
計画期間	令和 2 年度～4 年度
対象地域	青森県深浦町

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（ニホンザル・ツキノワグマは平成 28～30 年平均、その他は平成 30 年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
ニホンザル	水稻、いも類（ばれいしょ） 野菜（にんじん、トマト他）	272.1 万円、1.05ha
ツキノワグマ	水稻、野菜（すいか、かぼちゃ他）	21.1 万円、0.17ha
アライグマ	—	— 万円、— ha
ニホンジカ	—	— 万円、— ha
イノシシ	—	— 万円、— ha
計		293.2 万円、1.22ha

(2) 被害の傾向

ニホンザルは、約 30 年前に長慶平地区において初めて出没し、その後山間部に接する集落にも出没するようになり、現在では町内全域に出没するようになった。

その生息頭数や群れについては、平成 30 年度調査で 39 群 507 頭が確認されている。

平成 28 年度から 30 年度までの 3 年間の平均被害面積が 1.05ha、平均被害金額が 272.1 万円となっており、鳥獣害防止対策を実施した結果、年々減少傾向にある。

○ニホンザルによる農作物被害状況

年 度	面積 (ha)	金額 (万円)
平成 28 年度	1.29	368.0
平成 29 年度	1.47	330.9
平成 30 年度	0.39	117.4
3 年間平均	1.05	272.1

ツキノワグマの農作物被害については、平成 28 年度から 30 年度までの 3 年間の平均被害面積が 0.17ha、平均被害金額が 21.1 万円となっており、鳥獣被害総合対策事業に取り組むことにより、被害は減少した。

生息状況については、山間部の集落から海沿いの集落までの町内全域で目撃情報が寄せられているが、その生育頭数は、把握できていない。

○ツキノワグマによる農作物被害状況

年 度	面積(ha)	金額 (万円)
平成 28 年度	0.21	25.3
平成 29 年度	0.25	32.3
平成 30 年度	0.05	5.7
3 年間平均	0.17	21.1

アライグマは、近年被害は確認されていないものの、過去には野菜及びいも類の収穫期に被害がみられ、近隣からの流入等により今後の被害が懸念される。

○アライグマによる作物被害状況

年 度	面積(ha)	金額(万円)
平成 28 年度	—	—
平成 29 年度	—	—
平成 30 年度	—	—
3 年間平均	—	—

ニホンジカは、近年、大戸瀬地区、深浦地区及び岩崎地区の各地で目撃情報が報告されるなどしており、農林業の被害や、森林生態系への甚大な被害が懸念される。

○ニホンジカによる作物被害状況

年 度	面積(ha)	金額(万円)
平成 28 年度	—	—
平成 29 年度	—	—
平成 30 年度	—	—

イノシシは、平成 29 年 8 月に深浦町森山地区で自家用の水稻に食害が確認されたほか、横磯地区、鷺木地区及び北金ヶ沢地区で目撃情報があり、農林業の被害や、人身被害の発生が懸念される。

○イノシシによる作物被害状況

年 度	面積(ha)	金額(万円)
平成 28 年度	—	—
平成 29 年度	—	—
平成 30 年度	—	—

*深浦町鳥獣被害状況図及び箱ワナ設置予定図 · · · 別紙 1

(3) 被害軽減目標

ニホンザル

指 標	現状値(平成 28~30 年度平均)	目標値(令和 4 年度)
被害金額	272.1 万円	244.0 万円
被害面積	1.05ha	0.94ha

ツキノワグマ

指 標	現状値(平成 28~30 年度平均)	目標値(令和 4 年度)
被害金額	21.1 万円	18.0 万円
被害面積	0.17ha	0.15ha

アライグマ

指 標	現状値(平成 30 年度)	目標値(令和 4 年度)
被害金額	— 万円	— 万円
被害面積	— ha	— ha

ニホンジカ

指 標	現状値(平成 30 年度)	目標値(令和 4 年度)
被害金額	— 万円	— 万円

被害面積	— ha	— ha
------	------	------

イノシシ

指 標	現状値（平成 30 年度）	目標値（令和 4 年度）
被害金額	— 万円	— 万円
被害面積	— ha	— ha

計

指 標	現状値（一年度）	目標値（令和 4 年度）
被害金額	293.2 万円	262.0 万円
被害面積	1.22ha	1.09ha

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	近年の被害防止対策	課 題
捕獲等 に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年、青森県猟友会深浦支部に有害鳥獣の捕獲、追い払いパトロールを委託している。 ・青森県猟友会深浦支部の中から被害対策への積極的な参加が見込まれる者を町長が鳥獣被害対策実施隊に任命し、捕獲等の活動をしている。 ・ニホンザル捕獲のための箱ワナを平成 18 年度に 5 台、平成 20 年度に 20 台、平成 21 年度に 10 台、平成 24 年度に 7 台、平成 25 年度に 5 台、平成 26 年度に 1 台、平成 27 年度に 8 台、平成 28 年度に 5 台、平成 29 年度に 8 台、平成 30 年度に 7 台導入し、捕獲及び管理を深浦町鳥獣被害対策実施隊が行っている。 ・捕獲したニホンザルに発信器を装着し、生息調査や追払いに活用している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・猟友会会員の高齢化と減少。 ・捕獲した鳥獣の処理に係る経費の負担が大きい。 ・箱ワナの維持及び管理
防護柵 の設置 等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・集落での追い払い活動の啓蒙普及、実践指導を行うとともに、追い払い用のロケット花火を無償で提供している。 ・年度ごとに緩衝帯を設置し、効果の検証を行っている。 ・高齢者でも簡易に設置できる侵入防止柵や簡易電気柵による被害防止効果試験及び設置コスト比較等を実施している。 ・ニホンザルに装着した発信器を利用した警報システムを導入し、モデル的に地域住民による追払い活動を行っている。 ・農業者独自の被害防止の取組として、防護網や爆音機を設置している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・一時的には効果があるものの次第に慣れるため、農業者の営農意欲の減退が生じている。 ・効果的な防護柵や緩衝帯を整備するには、被害地域が広大で、整備・維持管理経費が多額となるため、財政的に非常に困難である。 ・個人での取組が多く、集落ぐるみで追払いなどの被害防止の取組を行うという意識が低い。

(5) 今後の取組方針

鳥獣による農作物被害は、町の農業を取巻く諸問題の中で最も重要な課題の一つである。

これまで町では、被害防止対策として鳥獣被害対策実施隊及び青森県猟友会深浦支部による箱ワナや銃器による捕獲、ラジオテレメトリーを使用した生息調査や追い払い活動等を実施し効果を上げてきた。

今後、更なる被害低減のために農業者団体、地域住民等の関係機関・関係者との連携を深め、集落環境診断の手法を取り入れ、鳥獣被害に強い地域づくりの体制整備に努め、集落全体の被害防止対策と個人単位の被害防止対策の両方を推進する。

また、ラジオテレメトリー等の科学的手法も取り入れた総合的な被害防止対策を引き続き実施し、鳥獣の保護と適正な捕獲との調整を図る。

青森県猟友会深浦支部会員の高齢化と新規会員が増えていないことから、現在町では臨時職員を鳥獣被害対策実施隊員に指名して猟友会に加入させ、鳥獣被害対策を実施・協力していく。更に、有害鳥獣対策専門員として育成するため、各種研修を受講させるとともに、必要に応じて専門家を招聘し技術の向上を図るものとする。

また、モンキードック導入の可能性についても検討していく。

ニホンザルについては、平成28年度と比べ平成30年度には生息頭数が4割減少したが、農作物被害ばかりでなく、空き家や小屋への侵入も発生しており、人的被害が発生する危険性が極めて高くなっていることから、捕獲のための補助金や報償金を支給することで、捕獲圧を高め、引き続き捕獲活動の更なる強化を行う。

野生鳥獣との棲み分けによる共生を目指すため、各種補助事業等を活用した緩衝帯の整備をすすめる。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

町長が指示する対象鳥獣の捕獲に積極的に取り組むことが見込まれる者を、青森県猟友会深浦支部会員から深浦町鳥獣被害対策実施隊隊員に任命し、迅速な対応にあたる。

町で臨時職員を4名採用し実施隊隊員に指名して捕獲に努めている。この他、農林水産課に所属する職員から指名している実施隊隊員を加え、深浦町鳥獣被害対策実施隊を組織する。

なお、狩猟免許を所持している本実施隊隊員は、鳥獣被害防止特措法第9条に定めのある対象鳥獣捕獲員として位置づける。

対象鳥獣の捕獲は、ワナ又はライフル銃以外の銃器を基本とするが、これらの方法での捕獲が困難なニホンザル、ツキノワグマ、ニホンジカ及びイノシシについては、射程が長く、捕獲能力の高いライフル銃を使用する。

(2) その他捕獲等に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和 2 年度	ニホンザル ツキノワグマ アライグマ ニホンジカ イノシシ	<ul style="list-style-type: none"> ・新規狩猟者を育成・確保する。 ・ニホンザル捕獲用箱ワナを導入する。 ・アライグマ捕獲用箱ワナを導入する。 ・ニホンジカ捕獲用ワナを導入する。 ・イノシシ捕獲用猟具を導入する。 ・ＩＣＴ等新技術の実証・活用に取り組む。 ・鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業等の活用を検討し、捕獲を推進する。
令和 3 年度		<ul style="list-style-type: none"> ・新規狩猟者を育成・確保する。 ・ニホンザル捕獲用箱ワナを導入する。 ・アライグマ捕獲用箱ワナを導入する。 ・ニホンジカ捕獲用ワナを導入する。 ・イノシシ捕獲用猟具を導入する。 ・ＩＣＴ等新技術の実証・活用に取り組む。 ・鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業等の活用を検討し、捕獲を推進する。
令和 4 年度		<ul style="list-style-type: none"> ・新規狩猟者を育成・確保する。 ・ニホンザル捕獲用箱ワナを導入する。 ・アライグマ捕獲用箱ワナを導入する。 ・ニホンジカ捕獲用ワナを導入する。 ・イノシシ捕獲用猟具を導入する。 ・ＩＣＴ等新技術の実証・活用に取り組む。 ・鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業等の活用を検討し、捕獲を推進する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方				
平成 28 年度から 30 年度までの有害鳥獣捕獲実績は、ニホンザル 695 頭、ツキノワグマ 64 頭（平均捕獲頭数は、ニホンザル 232 頭、ツキノワグマ 21 頭）である。				
ニホンザルの農作物の被害額は過去 3 年間の平均で 272.1 万円となっており、近年減少傾向にある。これまでの有害鳥獣捕獲許可によって、毎月 10 頭前後捕獲してきた。今後もラジオテレメトリーを活用した生息頭数調査を実施しながら、農作物被害を着実に軽減させるとともに、人的被害の発生を未然に防ぐため、引き続き捕獲圧を高める必要があることから、年間の捕獲計画数は、令和 2 年度 150 頭、令和 3 年度 130 頭、令和 4 年度 120 頭とする。				
ツキノワグマによる農作物の被害額は過去 3 年間の平均で 21.1 万円となっており、近年減少傾向にある。過去 3 年間の平均捕獲実績は約 20 頭であり、出没・目撃情報についても年々増加していることから、年間捕獲計画数は前回計画より 5 頭増やし 15 頭とする。ただし、捕獲許可頭数については、出没・目撃情報や被害状況に応じて適正に調整する。				
アライグマによる農作物被害の実態を把握できていないため、被害状況や目撃情報等の把握に努めながら、箱ワナによる捕獲を実施することとし、捕獲計画数は可能な限り捕獲とする。				
ニホンジカによる農作物被害の実態を把握できていないため、被害状況や目撃情報等の把握に努めながら、地域への定着を防ぐため、銃器及びワナによる捕獲を積極的に実施することとし、捕獲計画数は可能な限り捕獲とする。				
イノシシによる農作物被害の実態を把握できていないため、被害状況や目撃情報等の把握に努めながら、銃器及びワナによる捕獲を積極的に実施することとし、捕獲計画数は可能な限り捕獲とする。				
<平成 28 年度から平成 30 年度の捕獲実績>				
対象鳥獣	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平均捕獲数
ニホンザル	230 頭	367 頭	98 頭	232 頭
ツキノワグマ	19 頭	34 頭	11 頭	21 頭
アライグマ	0 頭	0 頭	0 頭	0 頭
ニホンジカ	0 頭	0 頭	0 頭	0 頭
イノシシ	0 頭	0 頭	0 頭	0 頭

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
ニホンザル	150	130	120
ツキノワグマ	15	15	15
アライグマ	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲
ニホンジカ	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲
イノシシ	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲

捕獲等の取組内容

捕獲については「青森県有害鳥獣捕獲事務取扱要領」に基づき、対象鳥獣の被害状況に応じて捕獲方法や捕獲場所等を検討し、最も効果が期待できる方法で実施する。

また、令和2年度から4年度は深浦町鳥獣被害対策実施隊員を中心に、ラジオテレメトリーを使用したニホンザルの生息頭数調査を継続し、効率的な追い払い活動及び今後の捕獲計画並びに鳥獣被害に強い集落づくりに反映させる。

さらに、新技術の活用による調査手法等について、情報収集し、その導入を検討する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその内容

ニホンザル、ツキノワグマ、ニホンジカ及びイノシシの捕獲は、ワナ又はライフル銃以外の銃器を基本とするが、これらの方法での捕獲が困難な個体については、射程が長く、捕獲能力の高いライフル銃を使用する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
深浦町	なし（権限委譲済み）

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度
ニホンザル ツキノワグマ アライグマ ニホンジカ イノシシ	町全域に防護柵を整備するには、地域が広大であり、また、その維持管理も財政的に非常に困難であるが、集落環境診断を実施し、侵入防止策の整備希望や取組み体制等を把握する。 これを基に防止柵整備を検討する。		

(2) その他被害防止に関する取組

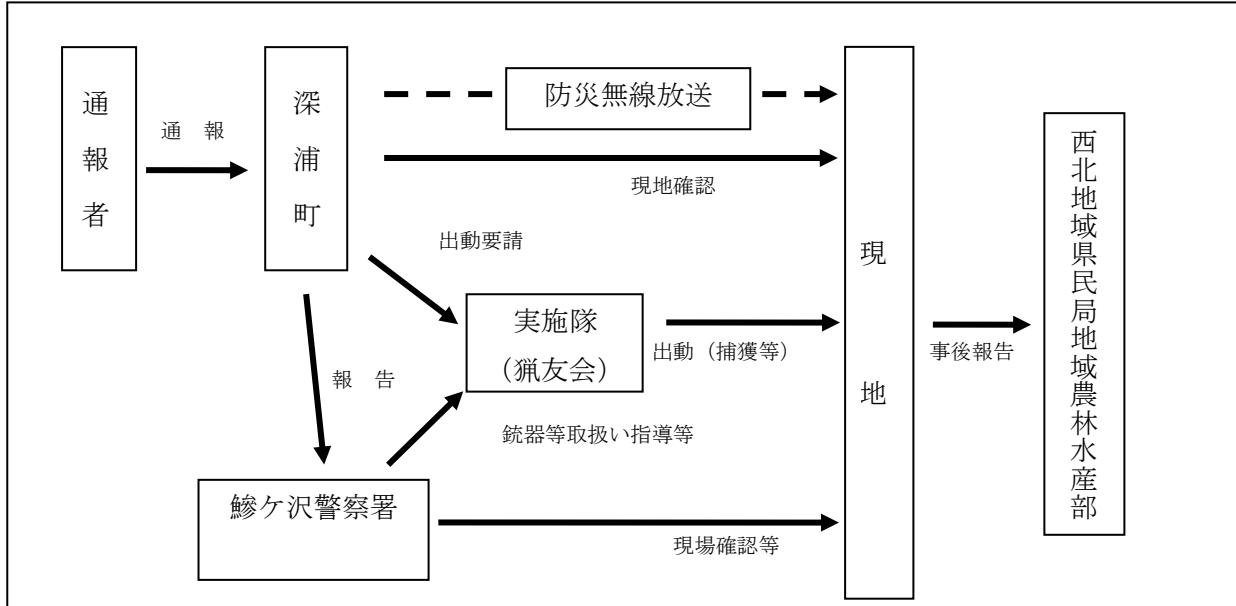
年度	対象鳥獣	取組内容
令和2年度 ～ 令和4年度	ニホンザル	<ul style="list-style-type: none"> ・ラジオテレメトリーや新技術を活用した生息調査及び効率的な追い払い活動を実施する。 ・集落環境診断を行い、鳥獣被害に強い地域づくりへの取り組みを行う。 ・雑木の除去等による緩衝帯の設置を検討し、また、鳥獣被害を受けにくく忌避効果の高い作物等について情報収集し、導入を検討する。 ・被害防止のための集落環境づくり、取組活動等を広報誌により地域住民に周知する。
令和2年度 ～ 令和4年度	ニホンジカ	<ul style="list-style-type: none"> ・深浦町は、世界自然遺産の周辺地域であり、白神山地のOUV（顕著な普遍的価値）の維持と野生鳥獣対策を両立させる必要があることから、他の世界自然遺産地域における野生鳥獣対策の取り組み事例を調査するとともに、国、県及び関係市町村と連携しながら、対策を講じる。
令和2年度 ～ 令和4年度	イノシシ	<ul style="list-style-type: none"> ・イノシシの生態や捕獲方法に関する情報が不足していることから、講習会等への参加や専門家による指導を受け、捕獲体制を整えるとともに、実施隊員の捕獲技術の向上に取り組む。

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じる恐れがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
深浦町	近隣地区へ防災無線放送 深浦町鳥獣被害防止対策実施隊（青森県獣友会深浦支部） への出動要請 鰺ヶ沢警察署への報告
深浦町鳥獣被害防止対策実施隊 (青森県獣友会 深浦支部)	有害鳥獣捕獲への対応
鰺ヶ沢警察署	現場確認等 銃器等の取扱い指導、助言等
西北地域県民局地域農林水産部	町に対する指導・助言、被害状況把握

(2) 緊急時の連絡体制



6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した対象鳥獣は、「青森県有害鳥獣捕獲事務取扱要領」に基づき、捕獲現場での埋却又は焼却施設での焼却処分とする。

なお、捕獲した鳥獣の処理体制については、町廃棄物担当部局と連携し、捕獲者や廃棄物処理業者等の関係者に周知する。

また、深浦町鳥獣被害防止対策協議会の捕獲事業により捕獲された鳥獣は、協議会の構成員である深浦町等が廃棄物の排出者として適正に処理することとする。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

ツキノワグマ、ニホンジカ及びイノシシについては、学術目的の用に供する研究に積極的に協力するほか、有効活用の可能性について検討していく。その他の対象鳥獣については、利用に適さないため、上記6のとおり埋却又は焼却処分を基本とする。

8. 被害防止対策の実施体制に関する事項

(1) 被害防止対策協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	深浦町鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
深浦町 農林水産課	鳥獣害実態の把握と啓発活動等
深浦町 町議会	意見提言
深浦町 農業委員会	農地情報の提供
つがるにしきた農協 深浦事業所	被害農家からの情報提供等
青森県獣友会深浦支部	対象鳥獣の捕獲の実践等
深浦町行政連絡員協議会	地域住民の協力体制の構築
生産者団体代表者	鳥獣被害を受けにくい農作物の作付け等試験の実践等
鰺ヶ沢警察署	住宅地等での生活被害発生時の連携

青森県西北地域県民局地域農林水 産部	オブザーバーとして本協議会への指導・助言などを行う。
-----------------------	----------------------------

※被害防止対策の実施体制図 ・・・ 別紙 2

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
つがる森林組合	被害林家からの情報提供等

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

青森県猟友会深浦支部、深浦町臨時職員及び深浦町農林水産課に所属する職員から組織する。

実施隊の行う被害防止対策やその規模については、別紙3 深浦町鳥獣被害対策実施隊体制図のとおり。

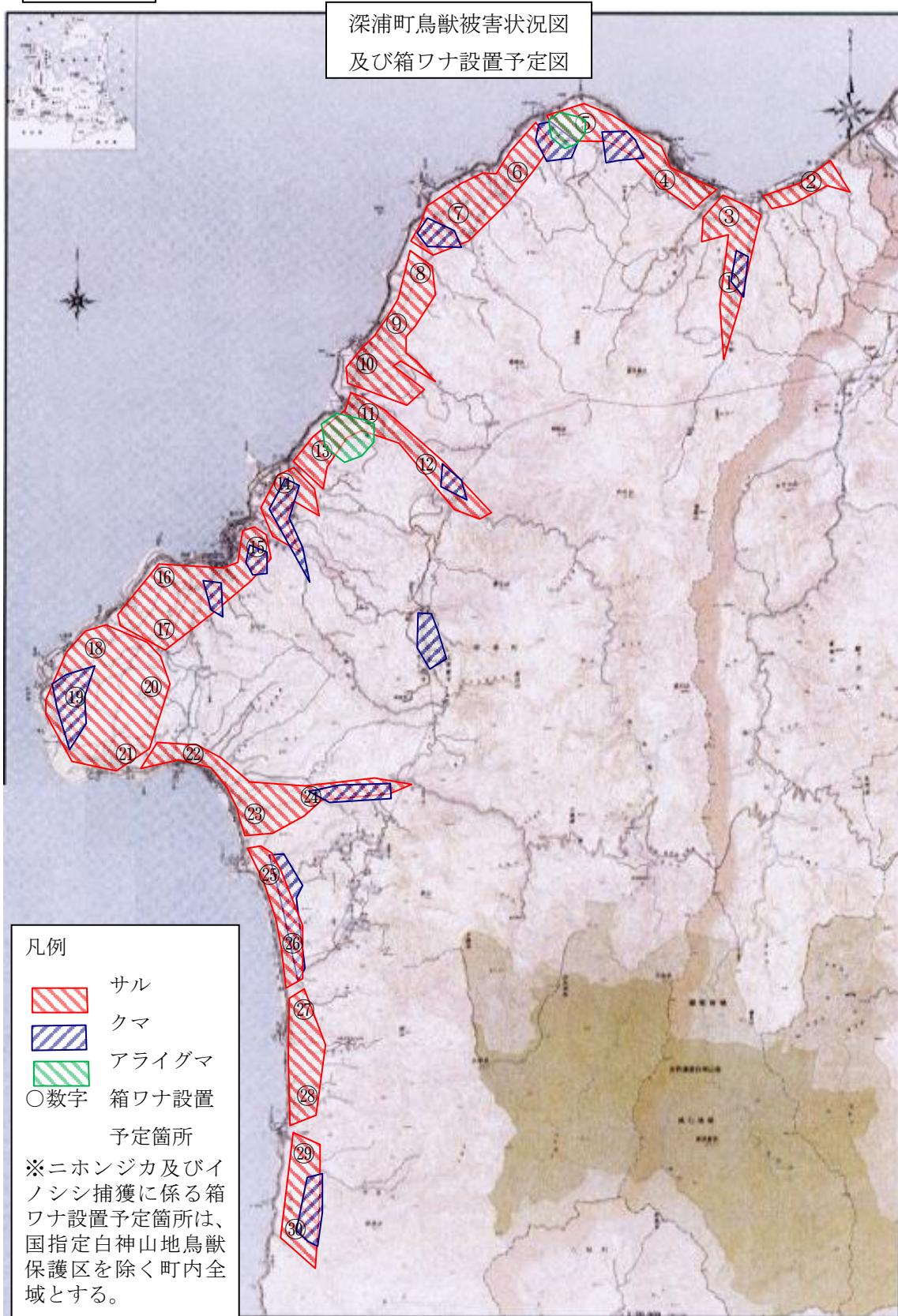
(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

大規模緩衝帯の設置について、町が町内全域に大規模緩衝帯を整備するには、範囲が広大であり、財政的に非常に困難であるが、集落環境診断を実施し、設置希望を把握する。これを基に整備を検討する。

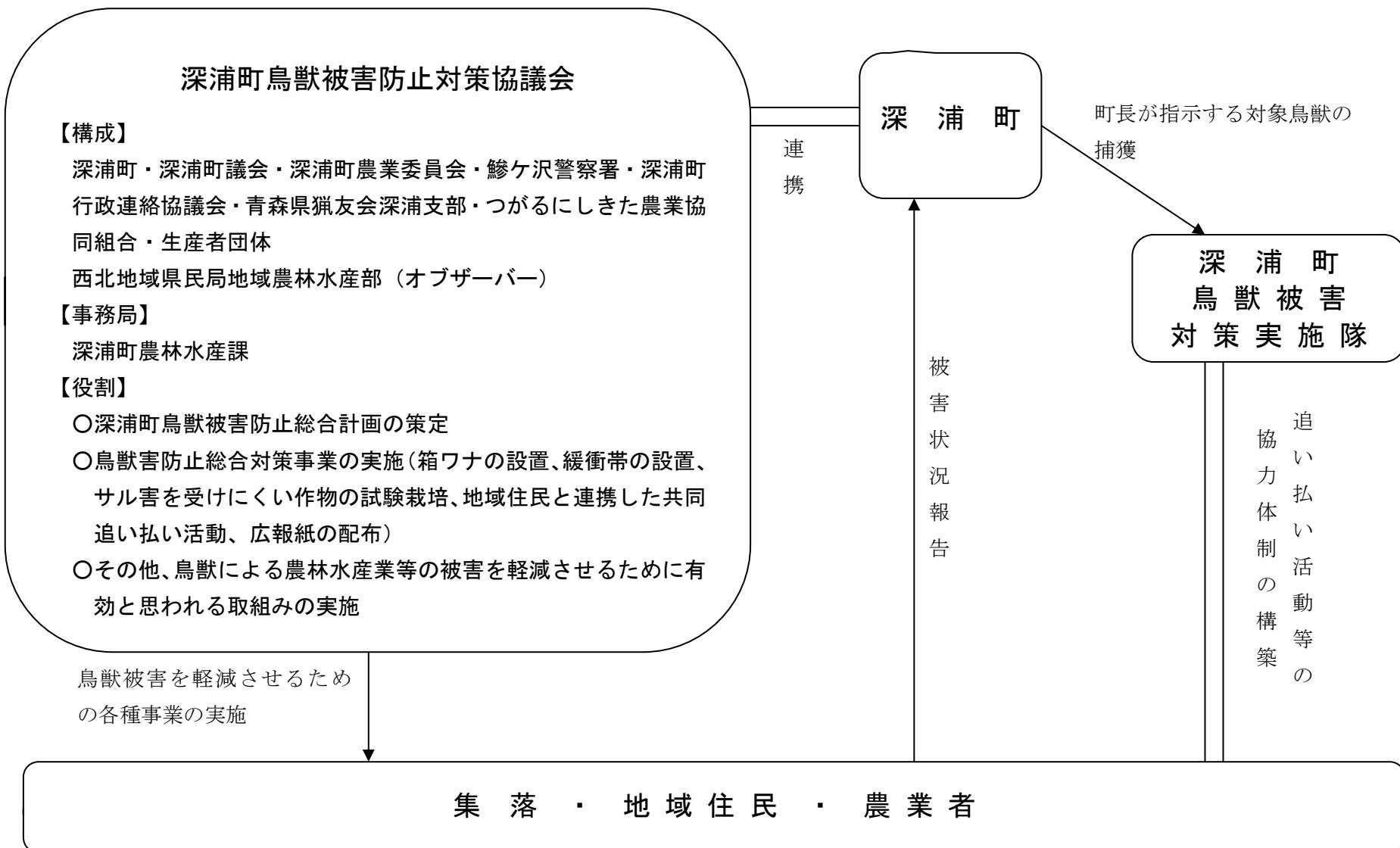
9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

深浦町鳥獣被害防止対策協議会において、被害の発生状況等の情報を共有し、関係機関協力相互のもと、円滑な有害鳥獣捕獲体制の推進を図る。なお、対象鳥獣により、町民の生命、身体及び財産に危険が生じ又は生じる恐れがあるときは、実施隊が緊急に対処する。更に、被害の発生を未然に防止するため、広報及び防災無線等により、町民に周知する。

対象鳥獣の捕獲等に関して、隣接する市町村や関係機関と連携を図っていく。

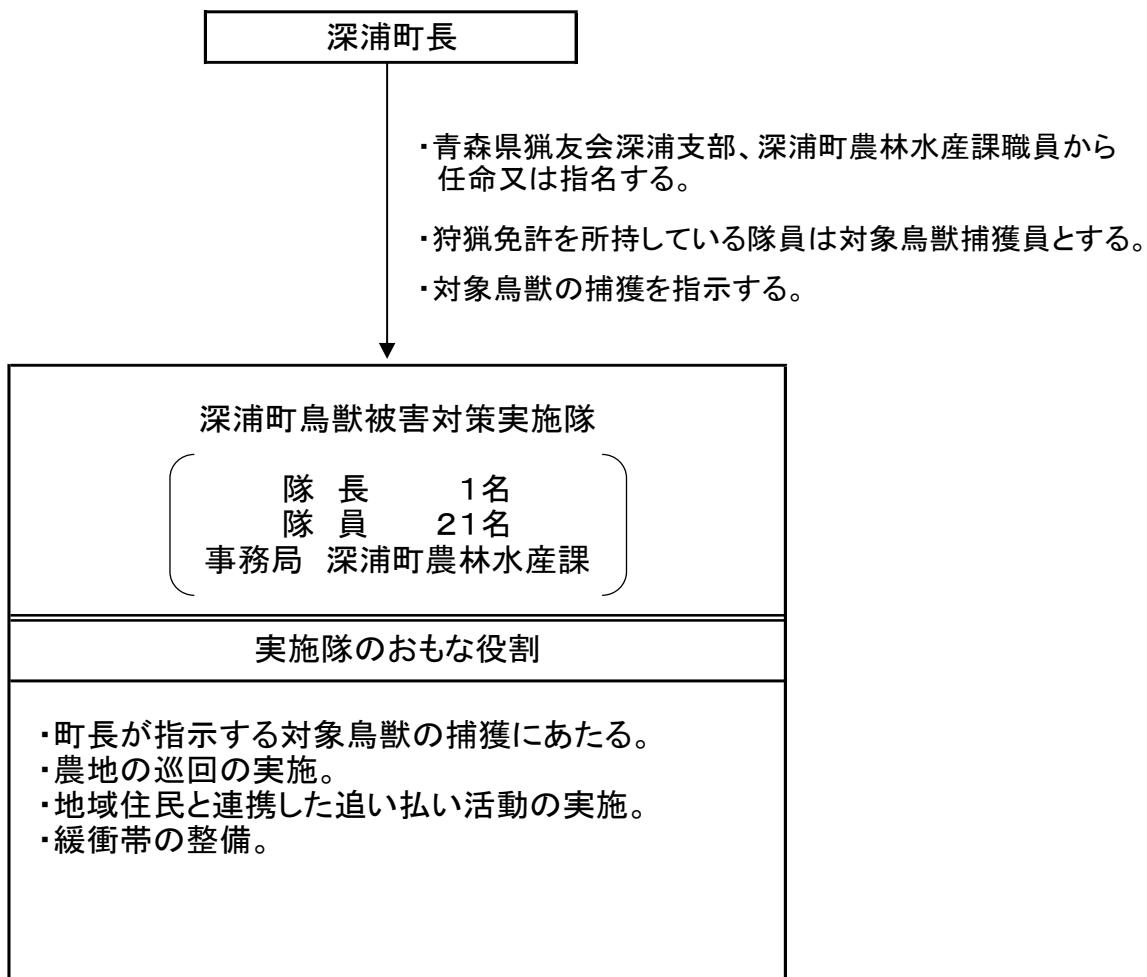
深浦町鳥獣被害状況図
及び箱ワナ設置予定図

別紙2 被害防止対策の実施体制図



別紙3

深浦町鳥獣被害対策実施隊 体制図



※隊員数は、令和元年11月1日現在